

サービスを利用するには 要介護認定の申請が必要です

1 要介護(要支援)認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人は、平塚市介護保険課に認定の申請をしましょう。

申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請には以下のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書（氏名や住所、マイナンバー、かかりつけ医の情報などを記入します）
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証（第2号被保険者の場合）



※原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類なども必要です。

居宅介護支援事業者とは

市区町村などの指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者と連絡・調整をします。申請を代行できる事業者は、厚生労働省令で定められています。

認定調査を受けるときは…

体調のよいとき（通常時）に調査を受ける

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

家族などに同席してもらう

いつも介護をしている家族などに同席してもらえば、より正しい調査ができます。

困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくことで安心です。

日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

2 認定調査が行われます

認定調査

介護認定調査員が自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします（全国共通の調査票が使われます）。



主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因となった病気やけが、治療内容、心身の状態などについての記載を受けます。

3 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定（一次判定）が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定（二次判定）されます。

● コンピュータ判定の結果（一次判定の結果）

公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。

● 特記事項

調査票には盛り込めない事項などが記入されます。

● 主治医意見書

主治医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

平塚市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会で総合的に審査され、要介護状態区分が決められます。



認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

こんなときは？

申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護（予防）サービスを利用したいとき

申請した後、認定結果が通知されるまでの間も介護（予防）サービスを利用することができます。その場合、居宅介護支援事業者等に相談して暫定的な介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。

また、認定の結果、非該当となった場合や暫定ケアプラン作成時の想定よりも低い要介護状態区分となってしまう場合には、介護サービス利用料の全部または一部を全額自己負担で支払う必要があるため、ケアマネジャーによく相談のうえ、ご利用ください。

4 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、要介護・要支援の認定者には利用者負担の割合（P12参照）が記載された「介護保険負担割合証」も交付されます。

要介護 1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P10へ

要支援 1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと市区町村が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P10へ

非該当

要介護や要支援に該当しない人です。介護サービスや介護予防サービスは利用できませんが、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます（介護予防・生活支援サービス事業対象者）。

また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。

P10へ

● 交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険の認定を申請する際や介護保険のサービスを利用する予定がある際は、申請や利用ができない場合がございますので、事前に平塚市役所介護保険課にご連絡ください。

なお、示談をする前にも必ずご連絡をお願いいたします。

ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※40～64歳の方は、要支援1・2の方のみ介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

居宅介護支援事業者

介護支援専門員（ケアマネジャー）が在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整を行います。

ケアマネジャー 介護の知識を幅広く持った専門家です。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスします
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡や調整をします
- 施設入所を希望する人に施設を紹介します



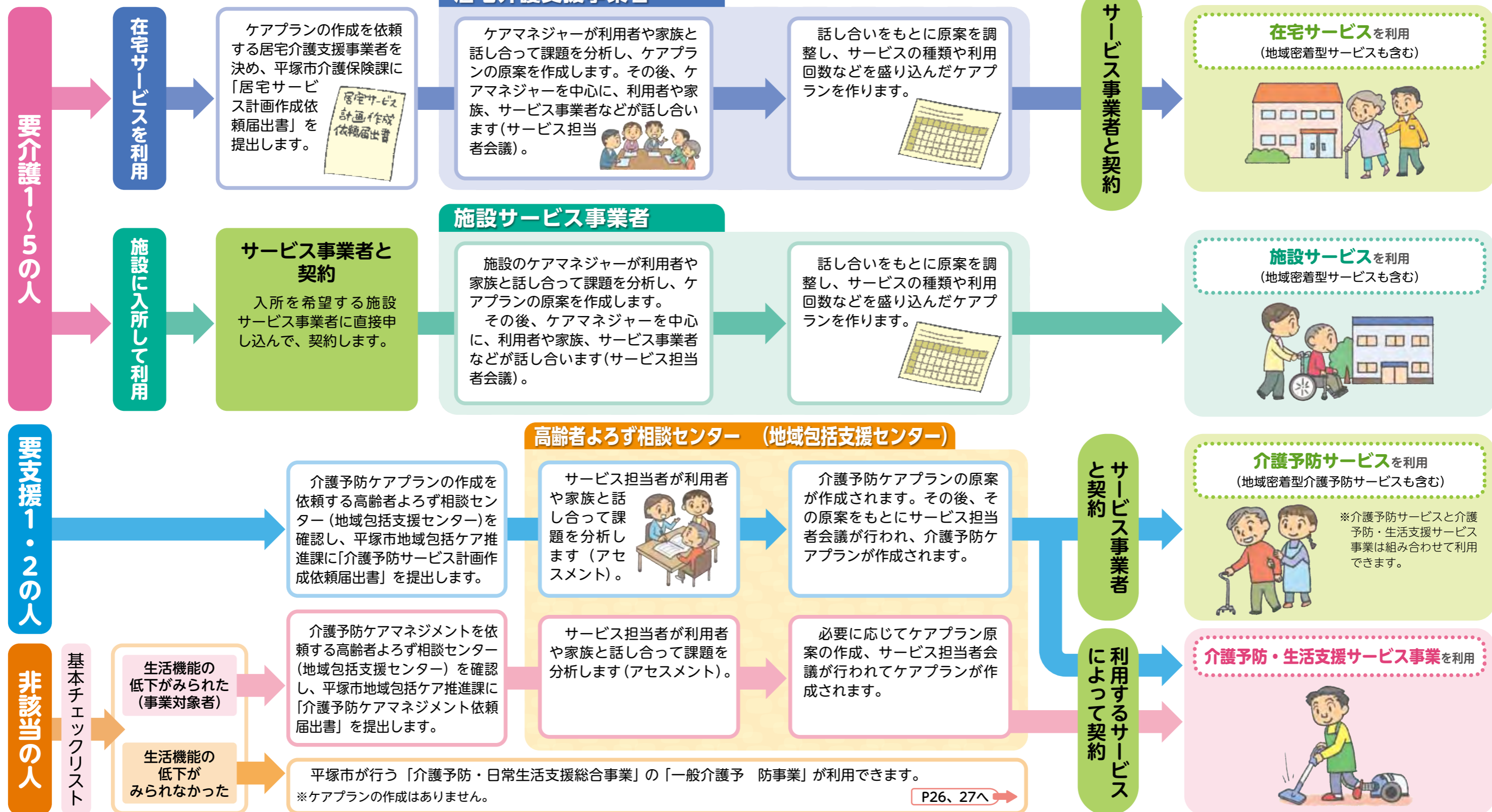
高齢者よろず相談センター (地域包括支援センター)



保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。

- 総合的な相談・支援 …… 困りごとを何でもご相談ください
- 介護予防ケアマネジメント …… 自立した生活を支援します
- 虐待防止などの権利擁護 …… みなさんの権利を守ります
- ケアマネジャーへの支援 …… さまざまな方面から支えます
- 認知症総合相談 …… 認知症に関する相談

▶詳しくはP25へ



P26、27へ

※基本チェックリストは、高齢者よろず相談センター(地域包括支援センター)や平塚市地域包括ケア推進課の窓口で本人(原則)が申請し、実施します。

サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

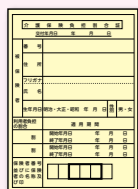
利用者負担の割合

利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されていますので、ご確認ください。

利用者負担の割合

3割	①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額※が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	上記「3割」の対象とならない人で ①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額※が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額」の合計が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人 ・第2号被保険者、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※合計所得金額：税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。なお、①②の場合、税法上の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額及び公的年金等所得の合計額から10万円を控除して得た額（※2）によるものとします。
 ①②の場合、税法上の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除（※1）の額を加えて得た額から10万円を控除した額（※2）によるものとします。
 （※1）租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する所得金額調整控除をいう。
 （※2）0円を下回る場合は、0円とする



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です（介護保険が負担する分も含んだ額です）。
 ※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP12参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限（1か月）

令和3年8月から 現役並み所得者が細分化されました。

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●課税所得 690万円以上	140,100円
●課税所得 380万円以上	93,000円
●課税所得 145万円以上	44,400円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●公的年金等収入金額と合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額の合計が80万円以下の方	15,000円（個人）
●高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者	15,000円（個人）
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※合計所得金額：税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除（※1）の額を加えて得た額から10万円を控除した額（※2）によるものとします。
 （※1）租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する所得金額調整控除をいう。
 （※2）0円を下回る場合は、0円とする

■支給対象となる可能性のある人には「高額介護サービス費等支給申請書」を送付しますので平塚市に提出してください。提出後に再び高額介護サービス費の支給対象となった場合、申請書に記入した口座へ自動的に振り込まれます。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者II	31万円	31万円
		低所得者I*	19万円	19万円

※低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
 ●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
 ●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減がある場合があります

施設を利用したサービスの費用



施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1割、2割、または3割、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額(1日につき) **令和3年8月から** 食費の基準費用額が変わりました。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	令和3年8月から 1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は()内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、申請して認められた場合は、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

■負担限度額(1日あたり) **令和3年8月から** 負担限度額の段階や食費が一部変わりました。

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額及び非課税年金の額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	令和3年8月から 600円
令和3年8月からの第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額及び非課税年金の額の合計が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
令和3年8月からの第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入金額と合計所得金額※から公的年金等に係る雑所得を控除した額及び非課税年金の額の合計が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額になります。

※合計所得金額：税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除(※1)の額を加えて得た額から10万円を控除した額(※2)によるものとします。
(※1) 租税特別措置法第41条の3の第2項に規定する所得金額調整控除をいう。
(※2) 0円を下回る場合は、0円とする

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
 - 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、
 - 第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - 第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - 第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - 第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合
- 令和3年8月から**
②の預貯金等の金額が利用者負担段階別に変わりました。

申請が必要です

低所得による自己負担限度額の適用を受けるためには、平塚市介護保険課に申請して「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けてください。

サービスについて

サービスを利用したときの利用者の負担は、記載しているサービス費用のめやすの1割、2割、または3割(くわしくはP12)です。

●掲載している金額のほかに、サービス内容や地域による加算などがあります。また、サービスによっては食費・居住費等・日常生活費が必要な場合があります。

在宅サービス

※他市区町村の在宅サービスも利用できます。

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護(ホームヘルプ)

要介護1~5の人

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

■サービス費用のめやす

身体介護中心(30分以上1時間未満の場合)	▶5,000円
生活援助中心(45分以上の場合)	▶3,000円
通院のための乗車または降車の介助	▶1,000円

※移送にかかる費用は別途自己負担

要支援1・2の人

※くわしくはP27へ

介護予防・生活支援サービス事業対象者

「訪問型サービス」として、市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業で提供されています。



訪問入浴介護

要介護1~5の人

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴介護が受けられます。

■サービス費用のめやす(1回につき)

14,000円

要支援1・2の人

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした入浴の支援が受けられます。

■サービス費用のめやす(1回につき)

10,000円



訪問リハビリテーション

要介護1～5の人

医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

■サービス費用のめやす (1回につき)

4,000円

要支援1・2の人

医師が必要と認めた場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。

■サービス費用のめやす (1回につき)

4,000円



訪問看護

要介護1～5の人

疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)
▶5,000円

病院または診療所からの場合(30分未満の場合)
▶5,000円

要支援1・2の人

疾患等を抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)
▶5,000円

病院または診療所からの場合(30分未満の場合)
▶5,000円



居宅療養管理指導

要介護1～5の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

■サービス費用のめやす

医師が行う場合(1か月に2回まで)
▶6,000円

※単一建物居住者1人に対して行う場合

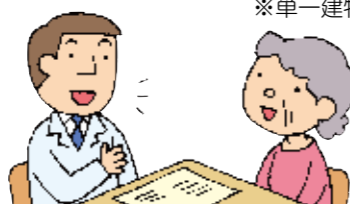
要支援1・2の人

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

■サービス費用のめやす

医師が行う場合(1か月に2回まで)
▶6,000円

※単一建物居住者1人に対して行う場合



施設に通って受けるサービス

通所介護 (デイサービス)

要介護1～5の人

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合※送迎を含む

要介護1～5 ▶7,000円～12,000円

要支援1・2の人 ※くわしくはP27へ

介護予防・生活支援サービス事業対象者

「通所型サービス」として、市区町村が行う介護予防・生活支援サービス事業で提供されています。



通所リハビリテーション (デイケア)

要介護1～5の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。

■サービス費用のめやす

通常規模の事業所・7時間以上8時間未満の場合※送迎を含む

要介護1～5 ▶8,000円～15,000円

要支援1・2の人

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などのサービスや生活行為向上のための支援、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスが受けられます。

■サービス費用のめやす (月単位の定額)

【共通サービス】※送迎、入浴を含む

要支援1 ▶1か月22,000円

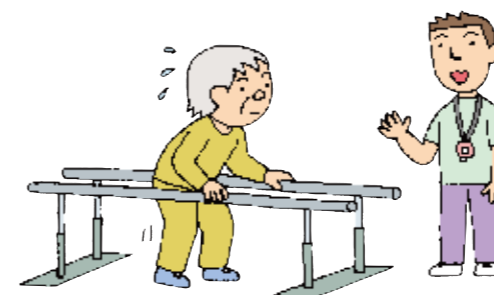
要支援2 ▶1か月43,000円

【選択的サービス】

運動器機能向上 ▶1か月3,000円

栄養改善 ▶1か月3,000円

口腔機能向上 ▶1か月2,000円



選択的サービスを利用できます

介護予防通所リハビリテーションでは以下の選択的サービスが利用できます。利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

運動器機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

● 施設に短期間入所して受けるサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

要介護 1~5 の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

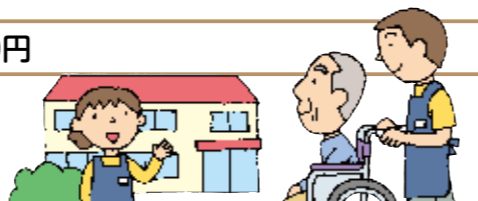
要支援 1・2 の人

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■ サービス費用のめやす (1日につき)

併設型・多床室の場合

要支援1~要介護5 ▶ 5,000円~10,000円



短期入所療養介護 (ショートステイ)

要介護 1~5 の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

要支援 1・2 の人

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

■ サービス費用のめやす (1日につき)

多床室の場合

要支援1~要介護5 ▶ 7,000円~11,000円



● 在宅に近い暮らしをする

特定施設入居者生活介護

要介護 1~5 の人

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。

要支援 1・2 の人

有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。

■ サービス費用のめやす (1日につき)

要支援1~要介護5 ▶ 2,000円~9,000円



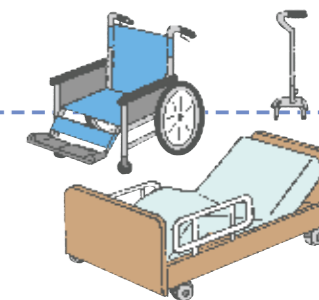
● 福祉用具をレンタル (貸与) するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援 1・2 の人 介護予防福祉用具貸与

要介護 1~5 の人 福祉用具貸与



対象となる福祉用具	要支援 1・2	要介護 2・3	要介護 4・5	利用可否
	要介護 1			
車いす (車いす付属品を含む)	×	●	●	● 利用できます
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	●	●	
床ずれ防止用具	×	●	●	▲ 一部利用できます ※尿のみを吸引するものは利用できません。
体位変換器	×	●	●	
手すり (工事をとまなわないもの)	●	●	●	✗ 原則として利用できません
スロープ (工事をとまなわないもの)	●	●	●	
歩行器	●	●	●	
歩行補助つえ	●	●	●	
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●	
移動用リフト (つり具の部分を除く)	×	●	●	
自動排泄処理装置	▲	▲	●	

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
- 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

サービス費用のめやす

レンタル費用 (用具の機種や事業者などによって異なります) の1割、2割、または3割*を負担します。

*P12を参照ください。

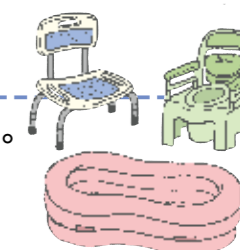
● 福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売 **申請が必要です**

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援 1・2 の人 特定介護予防福祉用具販売

要介護 1~5 の人 特定福祉用具販売



- 対象となる福祉用具
- 腰掛便座
 - 入浴補助用具
 - 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - 簡易浴槽
 - 移動用リフトのつり具の部分

福祉用具購入費の支給について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度で10万円を上限 (ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割*は差し引かれます) に購入費が支給されます。

*P12を参照ください。

●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費の支給

要支援1・2の人 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人 住宅改修費支給

要介護状態区分にかかわらず、20万円（支給額は18万円*）を上限額とします。

※利用者負担1割の場合

- 対象となる住宅改修
- 廊下や階段、浴室等への手すりの取り付け
 - 段差解消のためのスロープ設置
 - 引き戸等への扉の取り替え
 - 滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更
 - 和式から洋式への便器の取り替え
- などの小規模な改修



※要介護認定の有効期間内に施工した分について支給が受けられます。

※入院・入所中は支給されません。

※転居した場合や「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合は、新たに20万円の支給限度額が利用できます。

事前の申請が必要です 住宅改修費支給の手続きには、償還払いと受領委任払いの2つの方法があります。

償還払いとは

工事前に平塚市から承認を受けて工事を行い、工事が終わったら利用者はその費用の全額をいったん施工業者に支払った後、平塚市に支給申請をして9割*相当額の支払いを受けます。

※利用者負担1割の場合

●手続きの流れ

- 1 ケアマネジャーなどに相談
- 2 施工業者の選択、見積り依頼
- 3 平塚市へ事前承認申請
- 4 工事確認書
- 5 工事の施工
- 6 工事代金の支払い（全額）
- 7 平塚市への支給申請
- 8 住宅改修費の支給（9割相当額*）（平塚市→本人）

※利用者負担1割の場合

申請に必要な書類

施工前の事前申請に必要なもの

- 1 住宅改修費支給申請書
- 2 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャー等に記載を依頼します
- 3 工事費見積書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してあるもの
- 4 住宅改修箇所見取り図
- 5 着工前の状態を確認できる書類
改修前の日付入りの写真を添付します（改修箇所ごとに状態を確認できるもの）
- 6 住宅の所有者の承諾書
住宅の所有者が本人、同居の家族以外の場合は、所有者の承諾書が必要です
※事前申請時に提出していただいた書類は、確認書とともに本人にお返しします。

施工後の支給申請に必要なもの

- 1 住宅改修費支給申請書
- 2 住宅改修が必要な理由書
- 3 工事費見積書
- 4 住宅改修箇所見取り図
- 5 着工前の状態を確認できる書類
- 6 着工後の状態を確認できる書類
改修後の日付入りの写真を添付します（改修箇所ごとに状態を確認できるもの）
- 7 住宅の所有者の承諾書
- 8 領収書（原本） 工事費の全額が記載されたもの

住宅改修

注意項目チェック!

- あなたの心身の状況や家屋の状態、日常生活の動線などを考慮に入れていますか？
- あなたの心身の状況などをよく知る医師や理学療法士等にアドバイスを受けていますか？
- 福祉用具の利用なども含め、自立を支え、安全に快適な生活をおくるために、何が最も適切か十分に検討しましたか？
- 施工業者は高齢者の住宅改修に実績がありますか？
- 改修の内容は介護保険の給付対象となっていますか？
- 施工業者はあなたの希望や疑問に丁寧に対応してくれますか？
- 改修後に生活するうえでの留意点等について説明してくれましたか？
- 改修後も何か不具合等があれば素早く対応してくれますか？（アフターサービスがしっかりしていますか？）
- 改修後の住宅はより快適で住みやすくなりましたか？

受領委任払いとは（平塚市独自の制度）

工事前に平塚市から承認を受けて工事を行い、工事が終わったら利用者は1割*相当額を施工業者に支払います。残りの9割*相当額は、平塚市が直接施工業者に支払います。

※利用者負担1割の場合

●手続きの流れ

- 1 ケアマネジャーなどに相談
- 2 施工業者の選択、見積り依頼
↑市に住宅改修費受領委任払承諾書を提出した登録事業者から選んでください。
- 3 受領委任の事前承認申請
- 4 受領委任適用決定通知の受領（平塚市→施工業者）
- 5 工事の施工
- 6 工事代金の支払い（1割*相当額）
- 7 平塚市への支給申請
- 8 施工業者へ住宅改修費の支給（9割*相当額）（平塚市→施工業者）

※利用者負担1割の場合

申請に必要な書類

施工前の事前申請に必要なもの

- 1 住宅改修費受領委任状
- 2 住宅改修が必要な理由書
- 3 工事費見積書
- 4 住宅改修箇所見取り図
- 5 着工前の状態を確認できる書類
改修前の日付入りの写真を添付します（改修箇所ごとに状態を確認できるもの）
- 6 住宅の所有者の承諾書
住宅の所有者が本人、同居の家族以外の場合は、所有者の承諾書が必要です

施工後の支給申請に必要なもの

- 1 住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
- 2 領収書（原本）
介護保険適用分とその他の費用の合計額が記載されたもの
- 3 完成後の状態を確認できる書類
改修後の日付入りの写真を添付します（改修箇所ごとに状態を確認できるもの）

（注）事前承認後、工事内容等に変更があった場合は、再度必要書類を提出する必要があります。

施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用の他に、食費、居住費などが利用者負担になります。くわしくはP14をご覧ください。

生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



要介護1~5の人 介護老人福祉施設

■サービス費用のめやす (1日につき)
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合

要介護1~5 ▶ 7,000円~10,000円

※新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

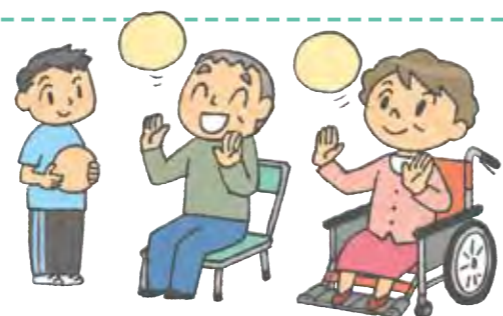
住所地特例が適用されます

住所地特例が適用されます。他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



要介護1~5の人 介護老人保健施設

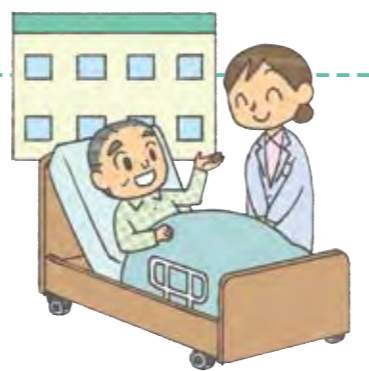
■サービス費用のめやす (1日につき)
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合

要介護1~5 ▶ 9,000円~11,000円

長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。



要介護1~5の人 介護医療院

■サービス費用のめやす (1日につき)
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合

要介護1~5 ▶ 9,000円~15,000円

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住所地の市区町村のサービスのみ利用できます。

認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)
ユニット数2の場合

要支援2~要介護5 ▶ 8,000円~9,000円

※別途、食費、居住費などが利用者負担になります。



日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

■サービス費用のめやす
7時間以上8時間未満の場合

要介護1~5 ▶ 8,000円~14,000円

※送迎を含む

認知症対応型通所介護

認知症の人に特化した通所介護で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす
単独型・7時間以上8時間未満の場合

要支援1~要介護5 ▶ 10,000円~16,000円

※送迎を含む

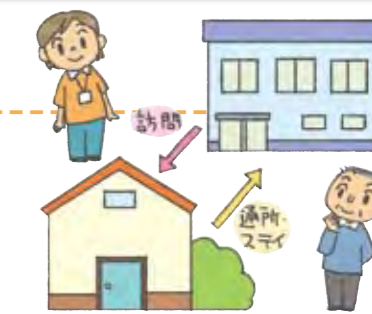
通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

■サービス費用のめやす (1か月につき)

要支援1~要介護5 ▶ 37,000円~287,000円



小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の介護老人福祉施設です。居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)
ユニット型個室・ユニット型個室的多床室の場合

要介護1~5 ▶ 7,000円~10,000円

※新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。

■サービス費用のめやす (1か月につき)

要介護1~5 ▶ 132,000円~332,000円

●24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

■サービス費用のめやす(1か月につき)
訪問看護を利用する場合

要介護1~5 ▶ 89,000円~317,000円

●小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設
入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が29人以下の施設です。施設において入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

■サービス費用のめやす(1日につき)

要介護1~5 ▶ 6,000円~9,000円

●夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。



■サービス費用のめやす

基本夜間対応型訪問介護費	11,000円/月
定期巡回サービス	5,000円/回
随時訪問サービス	7,000円/回

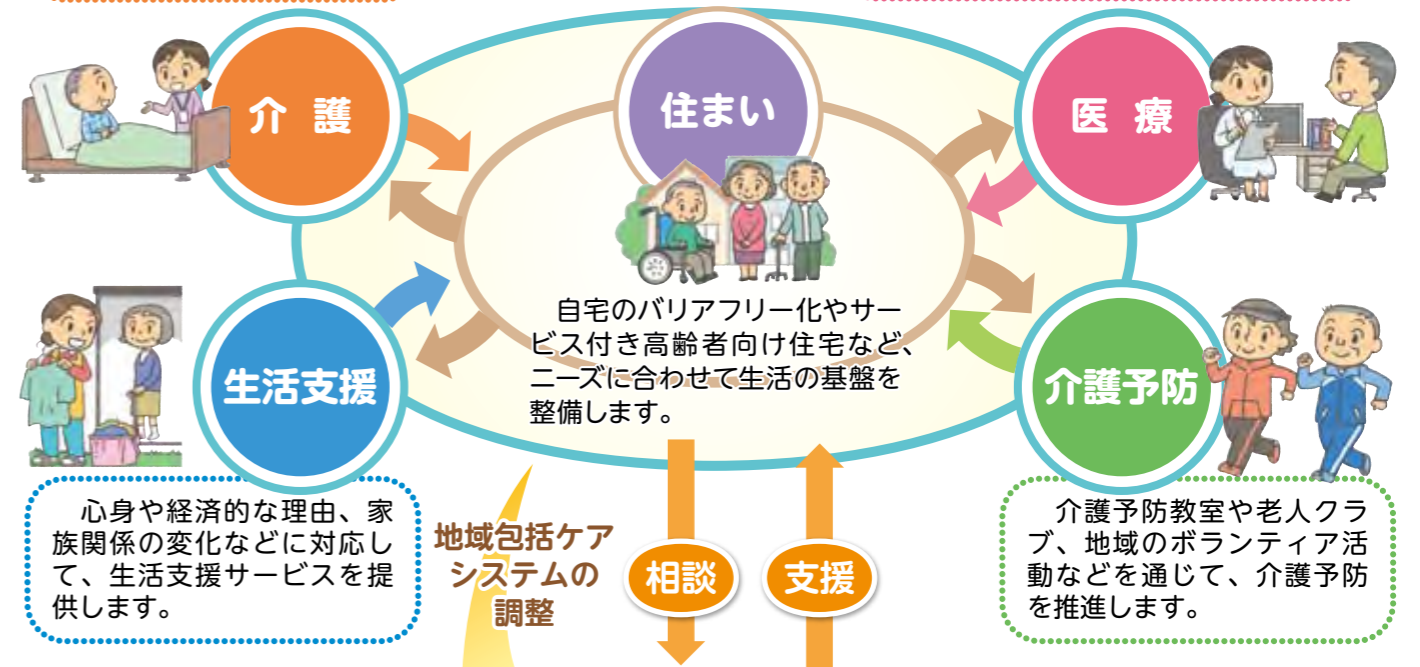


住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を切れ目なく提供するしくみです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。

訪問介護や通所介護、短期入所生活介護などのほか、地域密着型サービスの整備を強化します。

地域のかかりつけ医を中心とした24時間体制の在宅医療、訪問看護などの環境を整備し、介護や福祉分野との連携も充実させていきます。



心身や経済的な理由、家族関係の変化などに対応して、生活支援サービスを提供します。

介護予防教室や老人クラブ、地域のボランティア活動などを通じて、介護予防を推進します。

高齢者よろず相談センター(地域包括支援センター)とは?

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、平塚市が主体となり平成18年度から「地域包括支援センター」を設置しています。平成22年6月から「高齢者よろず相談センター」と呼称をつけ、保健師等、社会福祉士、ケアマネジャー、認知症地域支援推進員が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われています。公正・中立性を確保するために、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」が運営にかかわります。

※認知症の人やその家族の支援をする認知症地域支援推進員は、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーが兼務している場合もあります。

地域包括支援センターが行うおもな事業

■地域の高齢者への総合的な支援

- 介護予防ケアマネジメント 介護予防の対象者に介護予防ケアプランの策定、評価などを行います。
- 総合相談・支援 介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。
- 権利擁護、虐待早期発見・防止 高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。
- 地域のケアマネジャーなどの支援 ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

地域包括支援センター運営協議会

行政機関、医療機関、利用者・被保険者、地域住民、民生委員、地域の関係団体 など